中島村投票区再編計画（案）

中島村選挙管理委員会

目次

1 はじめに

2 投票区の現状と課題

3 見直しの基準

4 投票区見直し案

5 見直しによる効果

6 見直しに向けて

7 実施時期

8 投票区再編に合わせて実施する取組

9 将来の見直し指針

※この計画において、選挙人名簿登録者又は選挙権を有する人は、そのいずれも「有権者」と標記しています。
※有権者数は、特に記載のある場合を除き、令和7年9月定時登録（基準日 R7.9.1）時点の人数です。

1 はじめに

本村の人口は、昭和30年に2カ村が合併してから一時減少し、その後増加に転じましたが、平成12年からは減少を続けています。令和7年9月1日現在では、総人口が4,687人となっていますが、中島村第6次総合振興計画における中島村将来人口推移によると2045年には人口が3,734人になることが予想されています。

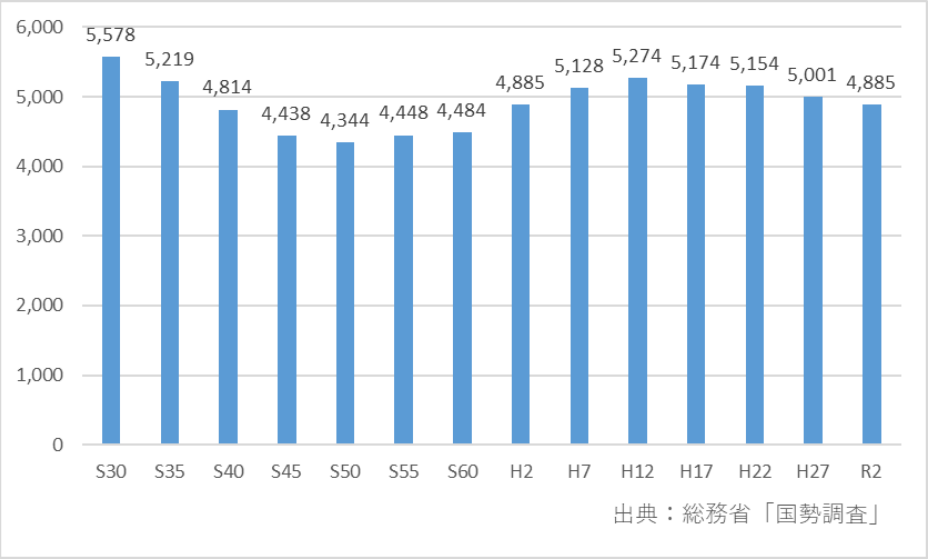

一方、投票区は公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）により市町村の区域によるとされていますが、市町村の区域を分けて数投票区を設けることもできるとされており、本村では昭和56年から村を中島・吉子川・滑津・岡ノ内・松崎・吉岡の6つに分けて投票区を設けています。

それから44年が経過した今では、人口の変化をはじめ、自家用車の普及、法改正により平成15年から始まった期日前投票の普及等、投票に関わる状況も大きく変化してきました。

こうした状況を踏まえ、さらに今後の人口及び社会情勢の変化、将来的な村の財政状況や職員数の変化に対応した投票区の見直しを実施します。

2 投票区の現状と課題

現在の6つの投票区の中で有権者数が最も多い投票区は中島投票区で 1,589 人、最も少ない投票区は吉岡投票区で191 人となっています。有権者数が最も少ない吉岡投票区は町畑公民館が投票所となっていますが、令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行し、三密（密閉・密集・密接）の回避が求められた際、十分な距離を確保することができないことから、令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙より、吉子川投票区に編入して選挙を実施しました。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきた令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙から編入を解除しましたが、今後、同じような状況が発生した場合には、再び投票区の編入を行う可能性があり、有権者の混乱を招く恐れがあります。

また、当日投票者数は年々減少しており、令和7年の参議院議員通常選挙では投票日が三連休

の中日ということも影響し、当日投票者数の割合が 53.84%となりました。各投票区の当日投票者数割合は 43.38%から 68.49%と差はありますが、合計の当日投票者数の割合は令和4年と比較し 9.67 ポイント、令和元年と比較し 17.2 ポイント減少しました。

一方、期日前投票者数の割合は 46.16%となり、令和4年と比較し 9.67 ポイント、令和元年と比較し 17.2 ポイント増加しました。

令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙における当日投票者数（投票区ごと）

投票区	当日有権者数	投票者総数	当日投票者数	当日投票者数割合	前回比（R1）
中島	1,592	978	516	52.76%	-15.26%
吉子川	851	515	256	49.71%	-18.82%
滑津	652	382	212	55.50%	-19.38%
岡ノ内	386	250	153	61.20%	-18.63%
松崎	218	146	100	68.49%	-14.95%
吉岡	192	136	59	43.38%	-14.76%
合計	3,891	2,407	1,296	53.84%	-17.20%

※ R4は投票区が編入されていたため、前回比はR1と比較

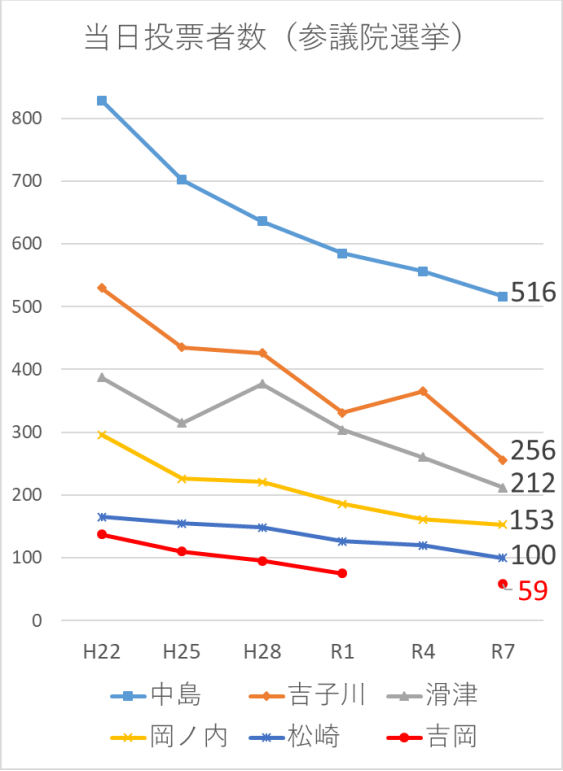

働き方や生活様式の多様化に伴い、今後も当日投票者数は減少し、期日前投票者数が増加することが予想され、将来を見据えた適正な投票区を定める必要があります。

また、投票立会人については、これまで各行政区の区長等に協力を依頼してきましたが、就労体系の変化等により立会を断られるケースや有権者数が少ないため選出が難しいケースが出てきており、立会人の確保が年々難しくなってきています。

さらに選挙に係る執行経費は国や県の選挙の場合は経費が交付されますが、交付額を超えた分や村の選挙については村の予算から支出されています。経費削減のために、事務従事者の配置や投票事務の効率化に努めていますが、令和2年の法改正により町村選挙において選挙公営の対象が拡大され、選挙に係る費用は増加しつつあります。令和4年村長選挙及び令和5年村議会議員選挙より、選挙運動用自動車・ビラ・ポスターに係る費用が公費負担となりましたが、令和4年村長選挙では約76万円、令和5年村議会議員選挙（無投票）では約63万円が公費負担となり、村から支出されました。選挙公営の対象となる費用の単価は、公職

選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。）で定められていますが、物価高の影響を受け単価が上昇し、今後さらに村の負担が増す事が予想されています。

3 見直しの基準

前述の現状と課題を踏まえ、次の3点を目的として投票区の再編を行います。

（1）当日投票者数や社会情勢に対応した投票区の適正化

（2）投票立会人及び投票事務従事者の削減

（3）選挙執行経費の削減

4 投票区見直し案

現在6つある投票区を5つに見直します。

現行	
投票区名	選挙人名簿登録者数
中島 （浦原、滑津原）	1,589 人
吉子川 （二子塚、川原田）	855 人
滑津 （元村）	650 人
岡ノ内 （岡ノ内、代畑、小針）	385 人
松崎 （松崎）	220 人
吉岡 （町畑、迎久保、大泉坊）	191 人

見直し案	
投票区名	選挙人名簿登録者数
中島 （浦原、滑津原）	1,589 人
吉子川 （二子塚、川原田、吉岡）	1,046 人
滑津 （元村）	650 人
岡ノ内 （岡ノ内、代畑、小針）	385 人
松崎 （松崎）	220 人

5 見直しによる効果

投票所が6箇所から5箇所に減少することで以下の効果が見込まれます。

（1）当日投票者数や社会情勢に対応した投票区の適正化

吉岡投票区と吉子川投票区では、令和7年参議院議員通常選挙での期日前投票者数の割合が50%を超え、当日投票者数は減少しています。また、有権者数も年々減少し続けているうえ、吉岡投票区の投票立会人の確保が顕著に難しくなっています。投票区を見直し、有権者数が 1,000 人規模となることで、投票立会人の選任がしやすくなります。

（2）投票立会人及び投票事務従事者の削減

投票所の減少に伴い、事務従事者4名、投票管理者1名、投票立会人2名の計7名の人員が削減できます。

（3）選挙執行経費の削減

投票所における人員、投票所運営に係る費用、施行令第111条により算定されるポスター掲示場の総数が 36 箇所から 33 箇所に削減されること等により約 30 万円の選挙執行経費の削減が見込まれます。

6 見直しに向けて

（1）令和7年7月参議院選挙時に登録された吉岡投票区の全有権者 199 名へアンケートを送付し、郵送またはインターネットにより 70 名が回答し、回答率は 35.2%となりました。

アンケートの結果を見ると令和6年衆議院議員総選挙、令和7年参議院通常選挙で投票に行く際に使用した交通手段は車 77.1%、徒歩 21.4%、無回答 1.4%、タクシー・自転車・その他 0%となり、多くの人が車を使用していることが分かりました。

また、再編を検討することについてどのように感じるかを自由記載で回答いただいたところ、町畑公民館での投票を希望 6 件、どちらでも良い 4 件、了承5件、賛成17件、その他7件、無回答31件となりました。

町畑公民館での投票を希望する意見として、交通手段がないためこのまま継続してほしい、徒歩で行くことができるから残してほしい等の意見がありました。

了承の意見としては、投票立会人など人手不足のためならば再編も仕方ない等の意見、賛成の意見としては、公民館が狭い、駐車場の心配が無くなる等の意見がありました。

また、投票所を再編する場合には移動投票所や投票所までの無料送迎等を希望する意見が多くありました。

7 実施時期

令和8年度に告示される選挙から適用します。

8 投票区再編に合わせて実施する取組

今回の投票区再編により吉岡投票所が無くなることから、吉岡投票区の有権者に対し、投票日当日に町畑公民館から吉子川投票所間の往復を貸し切り車両で送迎する移動支援を実施します。

9 将来の見直し指針

今回の投票区見直しによる影響を検証し、今後も社会情勢や有権者数の変化を注視しながら投票区の適正化の検討を続けます。